

立川市個人情報保護審査会条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布による。

立川市個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条～第5条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第6条～第9条）

第2節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第10条）

第3節 調査審議手続の非公開（第11条）

第4章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、立川市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めることを目的とする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次の各号に掲げる事務を行うため、立川市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び立川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年立川市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第44条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 立川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年立川市条例第 号）第3条及び議会個人情報保護条例第49条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、当該職務を代理する。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第6条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定及び議会個人情報保護条例第44条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（議会を除く。）及び議会をいう。

(2) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会個人情報保護条例第20条第1項第5号ア、第34条第1項若しくは第41条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提

示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったとき(諮問庁が議会である場合において、相当する書面又は資料の提出があったときを含む。)は、これらの資料又は主張書面等の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面等を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(行政不服審査法の準用)

第9条 審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款(同項において準用する同法第74条の規定については法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とする。ただ

し、行政不服審査法第 77 条及び第 78 条中交付の請求に係る部分を除く。) の定めるところによる。

第 2 節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

第 10 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、特に必要があると認めるときは、諮問庁以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第 3 節 調査審議手続の非公開

第 11 条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

2 審査会が行う個人情報の適正な取扱い及び法第 3 章第 3 節に規定する施策の必要な事項の審議については、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが認められる場合を除き、公開するものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(立川市個人情報保護条例の廃止による旧審議会の廃止に伴う経過措置)

第 2 条 この条例の施行の際現に立川市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第 2 条の規定による廃止前の立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第 55 号。以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により設置された立川市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第 4 条第 1 項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に任命されたものとみなされる委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。

3 施行日前に旧条例第 20 条の 2 第 1 項の規定により旧審議会にされた審査請求

に係る諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審議会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

4 この条例の施行の際旧審議会が行っている旧条例第 19 条に規定する苦情の申出に係る審査並びに旧条例第 5 条第 1 項の規定による個人情報の保護の推進及び旧実施機関（旧条例第 2 条第 1 号に掲げる実施機関をいう。）による個人情報の保護に関する施策についての審議については、その内容が第 2 条第 2 号に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。

5 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第 5 条第 11 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。